

平成30年4月1日  
社会福祉法人 渚 会

## 一般事業主行動計画

社員の働き方を見直し、特に女性社員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日までの5年間

2 内 容

目 標 ①

妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のために法に基づく諸制度の相談窓口を設置する。

対 策

平成30年4月1日～ 相談窓口設置を社員に周知

平成30年4月1日～ 社内LANによる社員への周知

目 標 ②

育児休業代替要員の確保する。

対 策

代替職員の雇用継続。